



平成 25 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社エックスネット
代 表 者 名 代表取締役社長 鈴木 邦生
(コード番号 4762 東証第一部)
問 合 せ 先 専務取締役 小林 親一
(TEL 03-5367-2201)

株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更 ならびに配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用を決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。また、同取締役会において、平成 25 年 6 月 26 日開催予定の第 22 期定時株主総会（以下 第 22 期定時株主総会）において、定款の一部変更議案を付議することを決議しましたので、あわせてお知らせいたします。

なお、株式の分割および単元株制度の採用については、第 22 期定時株主総会における定款の一部変更議案の承認を条件としております。

1. 株式の分割、単元株制度の採用の目的

単元株式数（売買単位）を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成 19 年 11 月 27 日付）および「売買単位の 100 株と 1,000 株への移行期限の決定について」（平成 24 年 1 月 19 日付）の趣旨に鑑み、株式分割を実施するとともに単元株制度を採用するものであります。

なお、本件株式の分割の実施および単元株制度採用にともなう投資単位の実質的な変動はございません。

2. 株式の分割について

(1) 分割により増加する株式数

普通株式とし、平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）最終の発行済株式の総数に 100 を乗じた株式数とします。

①分割前の発行済株式の総数	41,308株
②分割により増加する株式数	4,089,492株
③分割後の発行済株式の総数	4,130,800株
④分割後の発行可能株式の総数	16,476,800株



(2) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）最終の株主名簿に記載または記録された株主の有する株式数を、1 株につき 100 株の割合をもって分割します。

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成 25 年 9 月 13 日（金曜日）
分割の基準日	平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）
分割の効力発生日	平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）

3. 単元株制度の採用について

(1) 単元株制度の内容

単元株式数を 100 株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）

（注）平成 25 年 9 月 26 日（木曜日）をもって、東京証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記株式分割の割合に応じた発行可能株式総数の増加および単元株制度の採用に伴い、効力発生日である平成 25 年 10 月 1 日をもって当社定款の一部を変更することを、第 22 期定時株主総会において付議するものです。

- ① 株式の分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 7 条を変更するものであります。
- ② 単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 8 条（単元株式数）を新設するものであります。
- ③ 単元株制度の採用にともない、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第 9 条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
- ④ 現行定款第 7 条の変更ならびに第 8 条および第 9 条の新設の効力発生日を定めるため、附則第 1 条を新設するものであります。

(2) 変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第7条 当社の発行可能株式総数は、 <u>164,768株</u>とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第8条 ～ 第33条</p> <p>(条文記載省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第7条 当社の発行可能株式総数は、 <u>16,476,800株</u>とする。</p> <p>(<u>単元株式数</u>)</p> <p>第8条 <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u></p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第9条 <u>当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第10条 ～ 第35条</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>第7条の変更ならびに第8条および第9条の新設の効力発生日は平成25年10月1日とする。</u></p> <p>② <u>本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。</u></p>



5. 配当予想の修正

当社普通株式1株を100株に分割することに伴い、株式分割後となる平成26年3月期配当予想につきまして、平成25年4月26日公表の「平成25年3月期 決算短信〔日本基準〕(非連結)」に記載した1株当たり配当予想を、以下の通り修正します。

なお、本件は上記株式分割に伴う配当予想の修正であり、平成25年4月26日公表の1株当たり配当予想および配当金総額に実質的な変更はございません。

	年間配当金				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	期末	合計
前回予想 (平成25年4月26日公表)	—	2,800円	—	2,800円	5,600円
今回修正予想	—	2,800円	—	28円	—
当期実績	—	—	—	—	—
前期(平成25年3月期)実績	—	2,800円	—	2,800円	5,600円

以上